平成２１年（フ）第１５４５号
福岡県筑紫野市二日市中央６丁目３番21―102号
債務者　廣橋　重治
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６２号
福岡市東区城浜団地11番307号
債務者　山本　朋美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６０５号
福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目10番１―101号
債務者　金本　浩行
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１７号
福岡市南区寺塚１丁目15番21―501号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６５４号
福岡市東区原田１丁目26番７―402号
債務者　森永　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６５７号
福岡市南区長住５丁目９番34号
債務者　鍋山あゆみ（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７８号
福岡市南区大橋４丁目26番48―101号
債務者　種川美有希
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１２号
福岡県前原市大字神在119番地の８
債務者　山本　武志
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１５号
福岡県宗像市光岡４番地５ウィンクス光岡408号
債務者　大西　達也
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４７号
福岡市早良区星の原団地49番508号
債務者　渡辺　　愛
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５５号
福岡市南区長住７丁目27番５号
債務者　中塚　智博
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７８７号
福岡市中央区春吉２丁目１番11号
債務者　米村満智子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７９８号
福岡市南区桧原３丁目19番２―104号
債務者　小島　鉄男
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８００号
福岡県太宰府市朱雀４丁目15番30―202号
債務者　藤田　望美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２３号
福岡市西区十郎川団地１番404号
債務者　恒吉喜代孝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目12番16号
債務者　立石　和樹
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目14番36号
債務者　肥後　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１０２７号
仙台市宮城野区萩野町２丁目22番地の９
コーポ郷右近203
債務者　邉見　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係